

令和6年度「なごや学生社会課題解決プログラム」 参加学生募集要項

1 目的

名古屋市（以下、「本市」という。）が抱える社会課題・行政課題の解決に向けた取り組みを通じて、課題解決に向けて自発的なアクションを起こすことができる人材を育成する。

2 プログラムで取り組む社会課題

本市が抱えている社会課題・行政課題の解決に向けて学生プロジェクトチームを結成し、本市の担当部署と共に活動を行う。

プログラムで取り組む課題（MISSION）は以下のとおり。

MISSION 1	<u>“住みやすい名古屋”でプロデュースせよ</u> #自分にとって名古屋って住みたい街ランキング何位？ #シティプロモーション 担当：総務局企画課
MISSION 2	<u>広げたい 民生委員と地域の輪</u> #民生委員・児童委員 #つなぎ役 担当：健康福祉局地域ケア推進課
MISSION 3	<u>スポーツで名古屋を若者の交流拠点に</u> #アーバンスポーツ #若者文化 担当：スポーツ市民局スポーツ戦略課
MISSION 4	<u>参加したくなる子ども会を目指して</u> #子ども会 #子育て 担当：子ども青少年局青少年家庭課

※ 各課題の詳細は学生タウンなごやポータルサイトに掲載
(<https://gakusei-town.city.nagoya.jp/recruit/entry-278.html>)

3 募集定員

40名

※応募多数の場合は選考により決定します。

4 各課題への参加学生の振り分け

応募時の希望を踏まえ、プログラム開始後に参加者同士の話し合い等で決定予定。

5 スケジュール

期 間	日 時	実 施 内 容
選 考	7月21日（日）	募集締め切り
	7月31日（水）頃	選考結果通知
活 動 期 間	8月 8日（木）PM【必須】	プレキックオフ・オリエンテーションイベント
	8月28日（水）PM【必須】	キックオフイベント
	8月～12月	チーム毎での活動（フィールドワーク等を含む。）、スキル習得セミナー等
	10月26日（土）PM【必須】	中間報告会
	12月22日（日）PM【必須】	成果報告会
	2月頃	フォローアップイベント

※活動期間中は、月2回程度のチーム活動を想定。ただし、活動回数や活動内容、スケジュールは変動する場合がある。

※各チームでの活動日時は、各課題のチームメンバー及びチームをサポートする連携コーディネーターと調整し、都合がよい日程及び活動場所で活動を行うことを想定。

6 応募資格

- (1) 名古屋市内及び近郊にキャンパスを置く大学・大学院・短期大学・専修学校の専門課程の学生
- (2) 「5スケジュール」のうち【必須】の記載のあるイベントへの参加が可能であること。

7 応募手続

本市が指定する応募専用フォームより、必要事項を記入し、応募すること。

※個人情報については、本市の情報セキュリティポリシーに基づき適切に管理する。

8 応募期間

令和 6年 6月24日（月）から令和 6年 7月21日（日）まで

9 選考方法

応募内容に基づき、本市において参加学生の選考を実施する。

10 選考基準

次の観点から総合的に判断し、参加学生を決定する。

- (1) 本市が掲げたプログラムの趣旨を理解し、社会課題・行政課題の解決に向けてプログラムに意欲的に取り組むことができるか。
- (2) 自らが持つ強みを活かし、チームでの活動に主体的に取り組むことができるか。
- (3) 協調性があり、参加する他の学生や市職員等と積極的なコミュニケーションが取れるか。

11 選考結果

全ての応募者に対し、応募時の登録メールアドレスへ選考結果の通知を行う。

12 参加辞退

プログラムの応募後については原則、参加辞退はできないものとする。やむを得ず参加を辞退する場合は速やかに事務局へ連絡すること。

13 事業実施報告

成果報告会の開催後、本市が指定した期日までに実施報告書（様式は別途指定）を作成し、メール等にて提出すること。

14 活動支援金

実施報告書を提出した参加学生に対し、活動支援金としてマナカチャージ券（15,000円分）を支給する。

15 活動支援金の返還等

次のいずれかに該当する場合、活動支援金を支給しないことがある。既に支給している場合は返還を求める。

(1) 事情変更によるもの

ア 天災等により、プログラムを継続することができなくなった場合

イ 参加学生の都合により、当プログラムへの参加を辞退した場合

ウ プログラムへの不参加が続くなど、不支給とすべきと本市が判断した場合

(2) 不正等によるもの

ア 虚偽の報告等、不正の手段で支援金を受けようとした場合、または受けた場合

イ 本要項に掲げる条件等を満たさない場合

ウ 定める期日までに実績報告書の提出がない場合

エ 本プログラム参加期間中に非違行為が発覚した場合

16 その他

(1) 本市の事業活動、広報活動等のために行う写真撮影、動画撮影について協力すること。

(2) 本プログラムへの参加にあたり、ボランティア保険へ加入すること。なお、保険への加入手続きは本市が行うものとし、費用は本市が全額負担する。

17 問合せ先

(プログラムに関する問合せ先)

「なごや学生社会課題解決プログラム」事務局

電子メール：mail@officeharu.net

(事業全体に関する問合せ先)

「名古屋市 総務局 総合調整部 総合調整課内)

電 話：052-972-2117

電子メール：gakuseitown@somu.city.nagoya.lg.jp

附則

この要項は、令和6年6月24日から適用する。